

修学資金返還届

年 月 日

新潟県知事 _____ 様

氏名 _____

下記のとおり修学資金を返還するので、新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例施行規則第 6 条において準用する新潟県看護職員修学資金貸与条例施行規則第 10 条の規定により届け出ます。

記

決 定 番 号		養成施設名	
借 受 人	ふりがな	生年月日	年 月 日
	氏 名	電話番号	
	ふりがな		
	住 所	〒	
借 用 金 額	金 円	返 還 金 額	金 円
修学資金受領期間	年 月分から		年 月分まで
返 還 方 法 (いずれかを選択)	一括 (支払日 年 月末日)		
	月賦 (年 月末日から 年 月末日まで 回払)		
	<p>【月賦を選択する方は、下記事項をご理解の上、選択してください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還金を納期限までに正当な理由なく納入しなかったときは、<u>期限の利益</u> (債務の履行期限が到来するまでは、債務を履行しなくてもよいという借受人の利益) を喪失し、<u>一括での返還義務を負うことがあります。</u> ・期限の利益を喪失したときは、県は連帯保証人に、その旨を通知します。 		
返 還 理 由	※特定医療施設外勤務の場合 勤務先: _____		

注 1 住所にはアパート名、寮名、同居先等があれば必ず記入すること。

2 月賦の場合の支払回数は、修学資金の貸与を受けた期間以内とする。

例) 3年間の貸与であれば、支払回数を最大で 36 回まで設定できます。